

業務委託契約書（案）

- 1 業 務 名 除鉄除マンガンの塔ろ材交換業務
- 2 業 務 場 所 中央クリーンセンター（五所川原市大字高瀬字一本柳1番地）
- 3 履 行 期 限 契約締結日翌日から令和8年12月25日
- 4 委 託 料 ¥ —
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —）
- 5 契約保証金 ¥ —）
- 6 そ の 他 なし

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、発注者 つがる西北五広域連合と受注者 は、別紙の条項によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 五所川原市字布屋町４１番地１
つがる西北五広域連合
広域連合長 佐々木 孝 昌 印

受注者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

(総則)

第1条 受注者は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期間中に、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第2条 受注者は、この契約の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託禁止)

第3条 受注者は、この業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(現場主任)

第4条 受注者は、作業を指揮監督する現場主任を定め、履行期間の初日の14日前までにその氏名及び連絡先を発注者に書面により通知するものとする。

(報告書の提出)

第5条 受注者は、業務完了後、別紙「仕様書」に定める報告書を発注者に提出するものとする。

(法令遵守)

第6条 受注者は、関係法令及び別紙「仕様書」に定める基準及び作業方法を厳守するものとする。

(ろ材交換の実施)

第7条 受注者は、別紙「仕様書」に基づきろ材交換を実施するものとする。

2 交換予定日の変更や、実施にあたっての協議事項については別紙「仕様書」の定めるところによる。

(使用済みろ材の処理)

第8条 受注者は、使用済みろ材を関係法令及び条例に従い適切に処分するものとする。処分費用は委託料に含まれる。

(安全管理)

第9条 受注者は、別紙「仕様書」及び関係法令に基づき、適切な安全管理を実施するものとする。

2 事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者に報告するものとする。

(緊急時対応)

第10条 ろ材の破損、漏水等の緊急事態が発生した場合、受注者は直ちに発注者に連絡し、応急措置を実施するものとする。緊急対応費用は原則として委託料に含まれるものとするが、当該緊急事態の原因が発注者の責めに帰すべき事由又は不可抗力による場合は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(業務内容の変更)

第11条 発注者は、必要がある場合には業務内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。委託料又は交換予定日を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面により定めるものとする。

(調査権)

第12条 発注者は、業務の実施状況を随時調査し、報告を求め、改善を命ずることができる。

(損害賠償)

第13条 委託業務の実施により生じた損害は、発注者の責めに帰する理由又は不可抗力に

よる場合のほか、受注者の負担とする。

- 2 受注者が発注者又は第三者に損害を及ぼした場合、受注者は発注者の請求により、発注者が指定する期限内に賠償金を納付するものとする。

(委託料の支払い)

第14条 委託料は、ろ材交換業務が完了し、発注者の検査に合格した後に請求できるものとする。

- 2 発注者は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(従業員の規律)

第15条 発注者は、受注者の従業員が著しく不相当と認めるときは、受注者に対して必要な措置をとるよう求めることができる。

(秘密保持)

第16条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が以下の場合に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 交換予定日から仕様書に定める期間内に業務を完了する見込みがないとき。
- (2) 業務が甚だしく不誠実又は誠実に履行する意志がないと認められるとき。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に違反したとき。
- (4) その他契約に違反したとき。

(暴力団排除)

第18条 発注者は、受注者が暴力団員等又は暴力団密接関係者であると認められるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第19条 契約を解除した場合、受注者は委託料の5%に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限までに納付するものとする。

- 2 発注者に5%を超える損害が生じた場合、その超過分を損害賠償金として徴収する。

(遅延利息)

第20条 受注者が違約金又は賠償金を期限内に支払わない場合、発注者は年3.0%の利息を付して徴収する。また、相殺又は追徴することができる。

(その他)

第21条 この契約書に定めのない事項については、発注者、受注者協議して定めるものとする。